

防医学学第1404号
18. 7. 24

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長 殿
教 務 部 長
学 生 部 長
高等看護学院 長

防衛医科大学 校 長

学生相談の実施について（通達）

改正 平成26年 4月 1日
平成28年 3月31日

標記について、下記のとおり通達する。

記

1 設 置

医学科学生及び看護学科学生（以下「学生」という。）に対し、カウンセリングを行うため、防衛医科大学校に学生相談室を置く。

2 実 施

学生相談室においては、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学生に対するカウンセリング
- (2) カウンセリングの実施に必要な調査・研究
- (3) カウンセリングに必要な資料の整理

3 室長及び相談員

学生相談室に室長及び相談員を置く。

- (1) 室長及び相談員は学校長が指名する。
- (2) 室長は、学校長の命を受け室務を掌理する。

4 庶 務

学生相談室の庶務は、学生課において行う。

5 その他

実施の細部については、室長の定めるところによる。

附 則

この通達は平成18年8月1日から施行する。

附 則

この通達は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は平成28年4月1日から施行する。